

グリーン化特例（軽課）の適用期限が延長されました

令和3年4月1日から令和5年3月31日までに新規検査を受けた車両のうち、排出ガス性能と燃費性能の優れたものについて、当該年度の翌年度分は、軽自動車税種別割が軽減されます。対象要件と税率は次の表のとおりです（※燃料基準の達成状況は、自動車検査証の備考欄に記載されています）。

●グリーン化特例（軽課）適用の軽自動車●

軽種区分			税額（年額）			
			電気自動車など（※1） （おおむね75%軽減）	ガソリン車・ハイブリット車（※2）		
		[乗用車] 令和2年度燃費基準+令和12年度燃費基準90%達成車 （おおむね50%軽減）		[乗用車] 令和2年度燃費基準+令和12年度燃費基準70%達成車 （おおむね25%軽減）		
軽自動車	三輪		1,000円	2,000円（※3）	3,000円（※3）	
	四輪以上	乗用	自家用	2,700円	対象外	対象外
			営業用	1,800円	3,500円	5,200円
		貨物用	自家用	1,300円	対象外	対象外
			営業用	1,000円	対象外	対象外

※1 電気自動車及び天然ガス自動車（ポスト新長期規制（ディーゼル車等において、平成21年以降に適用される排出ガス規制）から窒素酸化物10%低減又は平成30年規制に適合するもの）とする。

※2 ガソリン車、ハイブリット車は、いずれも平成17年排出ガス基準75%低減達成車又は平成30年排出ガス基準50%低減達成車に限る。

※3 乗用、営業用が対象となる。

各燃費基準の達成状況は、自動車検査証の備考欄に記載されています。

軽自動車税種別割の減免申請は、5月24日（水）までです

和水町では、身体などに障がいがある人が積極的に社会活動に参加できるよう、軽自動車税種別割について税制面での配慮をしています。次の要件に該当し、期限までに減免申請をされた人の軽自動車税種別割を全額免除します（原付バイクも対象となります）。

※減免可能な台数は、普通車も含め障がいがある人一人につき1台です。

令和5年度の納税通知書を5月上旬に発送いたします。納税通知書がお手元に届いてから、5月24日頃までの土日祝日を除く期間において、税務課または地域振興課にて受け付けします。

期限を過ぎてからの申請は、一切受け付けることができませんので、ご了承ください。

軽自動車税種別割は5月31日（水）が納期限です

問 税務課 町民税係 ☎0968・86・5723（内線551）

軽自動車税種別割は、毎年4月1日現在に登録されている車両の所有者に課税されます。5月上旬に送付される納税通知書で、5月31日頃までに納めてください。また、口座振替による納税の場合、5月31日頃が振替日となりますので、預金残高をご確認ください。

今年度の税率（年額）は次のとおりです。

●原動機付自転車・二輪車・小型特殊自動車等●

車種区分		税率（年額）
原動機付自転車	50cc以下	2,000円
	50cc超90cc以下	2,000円
	90cc超125cc以下	2,400円
	ミニカー	3,700円
軽二輪車	125cc超250cc以下	3,600円
ボートトレーラー		3,600円
小型特殊自動車	農耕作業用	2,400円
	その他	5,900円
二輪の小型自動車	250ccを超えるもの	6,000円

●三輪および四輪以上の軽自動車●

新規検査年月については自動車検査証の「初度検査年月」の欄をご確認ください。なお、今年度課税の重課対象は、自動車検査証に記載されている初度検査年月が「平成22年3月」以前のものとなります。

車種区分			税額（年額）		重課税率（年額）	
			平成27年3月31日以前に新規検査を受けた車両	平成27年4月1日以後に新規検査を受けた車両		
軽自動車	三輪（660cc以下）		3,100円	3,900円	4,600円	
	四輪（660cc以下）	乗用	営業用	5,500円	6,900円	8,200円
			自家用	7,200円	10,800円	12,900円
		貨物	営業用	3,000円	3,800円	4,500円
			自家用	4,000円	5,000円	6,000円

※動力源または内燃機関の燃料が電気・天然ガス・メタノール・混合メタノール・ガソリン電気併用の軽自動車ならびに被けん引車を除きます。